

名古屋市緑政土木局

請負工事検査要領

平成25年1月

事 務 連 絡
平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日

各課・公所長 様

技術指導課長

名古屋市緑政土木局請負工事検査要領の一部改正及び施行について

標記のことについて、別添のとおり平成 2 5 年 1 月 1 日付にて一部改正し、施行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

技術指導課

名古屋市緑政土木局 請負工事検査要領

（目 的）

第1条 この要領は、緑政土木局において、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項」に基づき行う請負工事の検査について必要な事項を定め、工事の適正かつ効率的な施行を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

（検 査 員）

第2条 検査員は、「名古屋市緑政土木局検査員等指定規程」（平成18年4月1日制定）により指定された者とする。

（検査の種類）

第3条 検査員は、次の検査を行うものとする。

- （1）完了検査 工事の完成を確認する検査
- （2）出来高検査 部分払いをするため、出来高部分の完成を確認する検査
- （3）中間検査 工事の途中において、市長が必要と認めた時に行う技術検査

（検査の時期）

第4条 完了検査は、工事完了届を受理した日から14日以内に行うものとする。

2 出来高検査は、出来高調書を受理した日から14日以内に行うものとする。

3 中間検査は、別に定める時期に行うものとする。

（検査の準備）

第5条 担当監督員は、次の各号について措置するものとする。

- （1）請負人に対する検査実施の通知
- （2）工事現場における起・終点、測点、仮BM等の表示、又はその指示
- （3）契約図書、当該契約図書に指示された書類その他必要な書類の整備
- （4）別表1に掲げる検査用具のうち、当該検査に必要な用具の準備、又はその指示

（検査の立会）

第6条 検査は、本市の担当監督員又は主任監督員が立会い、請負人においては、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会いのもとに行うものとする。

（検査の内容）

第7条 検査は、当該工事の出来高を対象とし、工事関係図書に基づき工事の実施状況、出来形及び品質等について確認し、合否の判定を行うものとする。

（実施状況の検査）

第8条 実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、その他の実施状況に関する各種の記録（工事施工記録写真帳を含む）と設計図書等とを対比し、請負工事施工管理基準に留意して、施工管理状況及び施工内容の適否の判断を行うものとする。

（出来形の検査）

第9条 出来形の検査は、位置及び出来形寸法について、設計図書と対比して請負工事施工管理基準に留意して行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

（品質の検査）

第10条 品質の検査は、品質及び出来映えについて、設計図書と対比して請負工事施工管理基準に留意して行うものとする。ただし、外部からの観察、施工管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

（検査の結果）

第11条 検査員は、検査を終了したときは、「名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱」（以下「施行要綱」という。）に基づき、検査調書（施行要綱第18号様式）を作成するものとする。

2 検査員の検査により工事の完成が確認されたとき担当監督員は、請負人に対して工事完了確認通知書（施行要綱第19号様式）を交付するものとする。

3 出来高検査により出来高が確認されたとき担当監督員は、請負人に対して工事出来高確認通知書（施行要綱第23号様式）を交付するものとする。

4 中間検査により工事の中間が確認されたとき担当監督員は、請負人に対して工事中間確認通知書（施行要綱第25号様式）を交付するものとする。

5 前3項の検査により、工事の不合格が確認されたときは、担当監督員は、請負人に対して、第2項の検査による場合にあっては、検査結果通知書（施行要綱第20号様式）、第3項の検査による場合にあっては、出来高検査結果通知書（施行要綱第24号様式）、第4項の検査による場合にあっては、中間検査結果通知書（施行要綱第26号様式）を交付し、完全履行を要求するものとする。

6 前項の規定により請負人が完全履行をした場合にあっては、その確認のため検査員は検査を行うものとする。

7 前項の検査には、第1項から第5項までの規定を準用する。

（工事成績の評定）

第12条 請負工事の施工成績の評定は、「名古屋市緑政土木局請負工事成績評定要領」（平成16年4月1日制定）に基づき行うものとする。

（その他）

第13条 検査員は、検査の結果必要があると認めるときは、設計・施工及び監理に関する改善、その他について担当監督員等に対して指導又は助言することができる。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

名古屋市土木局・農政緑地局請負工事検査要領（平成11年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

〔別表 1〕 検査用具

区 分	用意すべき用具	必要に応じ用意すべき用具
共 通	エスロンテープ スチールテープ コンベックス	ポール、ピンポール、箱尺、水糸、垂球、レベル、 トランシット、勾配定規、壊中電灯、黒板チョーク、 カメラ、水平器、鏡、シュミットハンマー、ノギス、 塗膜厚測定計、接地抵抗測定計、絶縁抵抗測定計、 脚立、梯子、リフト車
破壊検査用具	つ る は し の み ス コ ッ プ ハ ン マ ー	コアカッター、さく岩機
保安施設 保安器具 保護具	A 型 防 護 柵 セフティコーン 手旗（赤及び白） 安 全 帽	酸素濃度測定器、硫化水素濃度測定器、送風機安全 帯、命綱

（注）工事内容に応じて必要な用具を準備する。なお、疑義がある場合は、検査員と協議すること。